

都留市自治基本条例検討審議会 第3回会議録

日 時：平成20年9月5日（金） 午後2時05分～午後3時45分

場 所：都留市役所三階大会議室

出席者：今谷明委員、中村陽一委員、国田正己委員、小俣武委員、澤田洋一委員
杉田規子委員、角田康則委員、橋功委員、中嶋公子委員、森嶋美子委員
山田ふじ子委員、渡辺譲委員、細田晃造委員

欠席者：清水王也委員、前田春明委員、宮井幸二委員、新本恵梨子委員

事務局：佐藤総務部長、奈良政策形成課長、菊地政策形成課長補佐
山口政策担当主査、中野政策担当副主査、河野政策担当主事

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
(1)都留市自治基本条例検討案について(第11条～)
(2)その他
- 4 閉会

1. 開会（事務局）

（午後2時05分開会）

若干委員の方も見えていませんけれども、遅れてくるとの連絡が入っておりますので、定刻から若干時間が過ぎましたけれども、都留市自治基本条例検討審議会の第3回の会議を始めさせていただきます。

それでは、最初にお手元の資料につきましてご確認をお願いします。会議資料につきましては、資料3-1として、事前に送付資料として「市民案・素案・検討案・委員意見」を送付しておりますが、お手元に資料はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

2. 会長あいさつ

○司会（事務局）

それでは、会議を始めたいと思います。最初に、会長からごあいさつをいただきます。今谷会長、よろしくをお願いします。

今谷会長

委員の皆様には、ご多忙中、また、雨の中をご苦勞様です。さて、前回の第2回会議に当たっては、皆様から、事前に多くのご意見と会議の際の活発なご発言をいただき、大変内容のあるものとなりました。また、今回の資料を拝見しましたところ、前回の審議内容を踏まえる中で、さらに、いくつかの意見が寄せられており、それによります検討案も、いよいよ、都留市の特色が反映されたものができつつあるように感じます。

本日は、前回の続きとして、第11条からの検討を行い、予定としましては、最終38条まで検討していきたいと思っております。限られた時間ではありますが、よろしくご審議の程をお願いします。

○司会

ありがとうございました。

3. 議事

○司会

それでは、これから議事に入りたいと思っておりますけれども、会議の議長につきましては、本審議会設置条例第5条第3項によりまして、「会長が議長となる」ことになっております。

今谷会長、よろしくお願ひいたします。

○議長

それではしばらくの間、議事進行役を務めさせていただきます。どうぞ、皆様のご協力をお願いいたします。なお、発言される方は、挙手をされた後にお名前を述べてから、必ずマイクを使って発言をお願いします。

また、前回同様、それぞれの立場にとらわれない自由な議論を進めていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初に、「都留市自治基本条例検討案について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局

(会議資料3-1により説明)

以上が、寄せられました意見、並びに前回の検討審議会の意見を踏まえまして検討案として表現し直した11条から38条までの条文であります。

説明の中でもお分かりいただけますように、委員の皆様の意見に照らし合わせて言葉の表現なども再三検討する中で、更に市民案の想いを活かすことを念頭に置き、検討案としてお示ししております。また、冒頭でもお話をさせていただきましたが、章や節のタイトルを含む全体の構成や文言の表現につきましては、今回の条文の内容に関する検討を踏まえまして、総合的に反映していきたいと思っております。

なお、皆様から出されましたご意見に対する表現等におきまして、不足なところご不明なところございましたら、併せてご意見いただきたいと思います。以上で、検討案に対する説明を終わります。

○議長

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明のとおり、本日は、前回第10条まで検討したうち、課題としてありました7条と「高齢者の権利」について、その後、11条から最終38条までにつきまして、検討を行いたいと思っております。

まず、2条・3条・6条・8条の、文言の表現等の修正につきましては、前回の会議の意見に基づく修正でありますので、特に問題ないと思っておりますが、何かご意見はありますか。

(質問・意見なし)

議長

では、続きまして、7条の「市民の責務」につきまして、何かご質問・ご意見はありますでしょうか。

委員

ちょっと確認なのですが、第7条の2項で、前回話し合ったときのことが反映されていますけれども、この文言の中の「他の市民の意思及び意見を尊重するよう努めるものとします。」という文言が、今回はカットされていますが何か意図はあったのでしょうか？私の意見としてはあった方が良く思うのですが、どう思いますか。

事務局

特に落とさなければならぬと考えて記載したわけではありませんが、表現として、この表現の中で含まれているように受け止めて記載しているわけです。

委員

分かりました。市民案の中にはその言葉がなかったのですが、素案を提示していただいたときに、この「他の市民の意思及び意見を尊重するよう努めるものとします」と素案の中に入っていたので、こういうことが今の世の中や今の地域を考えても、自分だけでなくと(いうことは)、基本的なことですけれども大切なことなのであえて入っていた(と思う)ので、私はその(文言を入れる)ほうが良いと思うので、意見を述べさせていただきました。

委員

これは、おそらく市民案から素案へ、そして検討案へと流れの中で、検討案が市民案の形にちょっと戻ったような方向になっていると思います。それで、市民案の方だと7条1項に「互いに尊重し」という文言が入っていて、それが素案だと7条の2項の方に少し言葉を詳しくしたかたちで委員さんがおっしゃったような形に入っている。で、今回は検討案のところでは、もう一回市民案に戻すような形で7条1項の方に「互いに尊重し」というものが入っているというところで、事務局としては意を込めたんだらうなと思います。私としては、7条の1項でこの検討案のように入れるか、もしくは素案のような形に戻すかですが、「互いに尊重し」を7条の1項のところからはずし、7条2項のところ素案の7条2項であったような文言を入れるというように、どちらでもそんなに変わらないと思いますが、皆さんの意見の多いほうという形をお願いします。いかがでしょうか。

委員

今、委員さんの言ったことと同じ意見です。

委員

基本的に検討案でいていただきたいと思います。というのは、市民案とほとんど同じということで、なるべく市民案に近づけるという事務局の思いがあると思いますので、検討案の方でよろしく願います。

委員

すみません、意見を言っておいてですが、市民案の「互いに尊重し」ということで私の先ほど言ったことを含むという考え方で、最終的な私の意見は検討案ということでよろしく願います。

議長

分かりました。それでは、検討案で良いという解釈によりまして、よしということで理解いたします。

続きまして、前回は削除されておりました、市民案第9条「高齢者の権利」につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

これは、自治体ではなくて、国の厚生労働のチームでありますけれども、意見はありますか？

事務局

前回の意見を踏まえまして、高齢者の権利としてこのような条文を入れておりますけど、入れてみたときに、果たしてこの規定で良いだろうか、高齢者の規定を設けるということを受け止めましてこの文章をあげてみたのですが、なかなか市民案にあった内容をそのまま入れるのも・・・(難しいと感じました)。事務サイドとも検討した中で、「この「教授」ということがどうもしっくりいかないということもあって、第1項だけを置いてみましたが、あえてこの規定を設ける必要があるかということをやっと疑問に持っている」という、事務局の意見を述べさせていただきます。

委員

私の個人的な意見ですが、この「教授」という言葉はなんか上からえらそうに押し付ける感じでして、何か適切な言葉はないですかね。

委員

そうですね。私も、市民案の中にこの「教授」という言葉が含まれているんですけども、ちょっと引っかかっているところが議長と同じくあるわけですし、「伝える」とかももう少しやさしい言葉にしないかなと思います。

委員

もう少しソフトな言葉にしてもらえるよう検討してもらえるとありがたいのですが。

委員

「教授」ではなくて「伝達」という言葉でどうかと思いますが。そのほうが、言葉がやわらかくて良いのではないのでしょうか。

議長

それでは、ここは事務局で検討いただくということでよろしいでしょうか。

事務局

ちょっといいですか。市民案の中でいろいろ検討されて制度化されていきますけど、更に教授する「権利」というところですね、権利とか義務とかそういう話なのか、この場でご議論をかわしていただきたいと思うんですけど。

議長

分かりました。確かに「教授」と「権利」と、余計にガシガシとした感じになるんですが、もうちょっとソフトな言い方になれば、どうでしょう。

委員

この高齢者のところは、私が第1回目のときに意見を言ったんですけども、この「権利」という言い方が変だと思いますが、前のページの「子どもは、それぞれの年齢にふさわしくまちづくりを担う権利を有します」というのがあるので、それを聞いて「高齢者も、安心して生きがいのある生活を送り、まちづくりに貢献する権利を有します」というまちづくりという言葉をここに入れたらどうでしょうか。そうするとやわらかくなるのではないのでしょうか。

議長

確かに、憲法にもあるんですね。文化的な権利と。「権利」ってどうですか。

委員

はい、事務局がおっしゃったように、「教授する」という言葉の固さの問題は先ほどの伝達するとか伝えるとかに変えるということによろしいかと思いますが、それに「権利」という言葉をつけると、かなり特別扱いという感じが出てきますので、それに今の委員さんの言ったことを加えていくと良いと、私も思います。「高齢者は、長年の人生で培ってきた経験と知恵を社会に伝達しつつ、いきいきと安心して生きがいのある生活を送り、まちづくりに参加する権利を有します。」とか、そのあたりがよいバランスが取れて良いのではないかなと思いました。

委員

言葉が難しくなると、一般市民は分からないんですよ。「権利」というと、うんと固い言葉で、どうしても権利として必要だということになるので。「私たちが日常生活の中で経験と知恵を社会へ恩返しするつもりで地域活動をやっているんだよ」というの（やりとり）を日常会話の中でやっています。だから、「権利」とか難しい言葉は使わない方が良いと思うんです。だから先ほどから出たようにやわらかい言葉で。権利だからこういうことしてもらいたいああいうことしてもらいたいとなるので、「権利」という言葉は入れない方が良いと思います。

委員

私は「権利」という言葉をちゃんと入れた方が良いと思います。で、「権利」という言葉は、無茶をいうというような話ではなくて、憲法の精神もそうですが民主的な社会で私たちが暮らしていく上で当たり前前に持っているものとして定着しつつある言葉ですので、確かに日常語で「権利」という言葉はあまり使いませんが、条例のような公的なものの中では、やはり「権利」という言葉が獲得されてきた経緯を踏まえて、子どももそうですが高齢者も「権利」という言葉を入れたほうが良いかなと、むしろ使うべきかなと思います。

委員

「経験と知恵を社会へ伝達し」っていうこれは役割だとも思うんですよ。権利ではなくて役割だと思うんですよ。で、その役割というものがあるから、高齢者の方々にはこういった「いきいきとした安心して生きがいのある生活を送られる権利がありますよ」というような文面なんですよ。そういった文面を使っただけならば良いと思うんですよ。役割があるから権利があるんだよっていうところをやった方が良いと思います。で、表題はわざわざ「役割と権利」とする必要はないと思いますし、これはこれで良いと思いますので、こんなところでもう一度調整していただければ良いと思います。

議長

他によろしいでしょうか。

いろいろご意見いただきましたけれども、「高齢者の権利」につきましては、検討案に基づき、さらに、前回並びに本日いただきましたご意見を踏まえて、次回までに事務局で、文言の調整をお願いするということで、どうでしょうか。

（異議なし）

議長

では、続きまして、第11条の「議会の役割と責務」から、検討して行きたいと思います。

なお、前回の会議の際、事務局からありましたように、章や節のタイトルを含む全体の構成等につきましては、最終の条文まで審議を重ねる中で、反映して行きたいとのことでありましたので、ご了承願います。

では、第11条につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

委員

検討案につきまして質問させていただきますけど、19ページの第11条第1項の「議会は条例の制定及び改正廃止」と修正してありますが、「制定及び改廃」を分かりやすくしたととっているのですが、それでいいですよ。

（事務局「そうです」）

議長

他にご意見ございませんか？それでは、第11条につきましては、概ね検討案を了承するということで、よろしいでしょうか。

（異議なし）

続きまして、第12条の「議員の責務」につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは、第 12 条につきましては、概ね検討案を了承するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして、第 13 条の「市長の役割と責務」につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは、第 13 条につきましては、概ね検討案を了承するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして、第 14 条の「職員の役割と責務」につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

第 14 条につきましては、概ね検討案を了承するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして、第 15 条の「各主体の役割と責務」につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

ご意見ないでしょうか？第 15 条につきましては、概ね検討案を了承するというので、よろしく願います。

続きまして、第 3 章第 1 節第 16 条の「情報の公開及び提供」につきまして、ご質問・ご意見を願います。

委員

それと、12 ページの第 16 条と第 17 条の情報公開と個人情報のところですが、説明がどういう意味がよくわからないのですが、具体的に「第 16 条、第 17 条における「市」は、これらをすべて包括するまちづくりの執行の担い手」といっておりますが、市の定義は第 2 条第 4 項で市長、教育委員会、選挙管理委員会というように出向機関を定義しておりますが、先ほど説明したように議会だけを追加すると表現も硬くなり分かりづらくなるというようになっておりますけど、議会を入れることが分かりづらくなるというところが、ちょっと意味がわからないのですが、それをちょっと説明してもらいたいです。

事務局

ご指摘いただいた件で、「市」とだけ書いてあるだけでは議会のことが欠落しているので、「市及び議会は」ということで市議会を入れるということですが、その点につきましてはそのとおりだと思いますので、そういう訂正をさせていただきます。第 16 条と第 17 条あわせて。

議長

ありがとうございます。他に 16 条につきましてご意見はございませんか。

委員

第 2 項です。「市政に関する情報を市民に積極的に分かりやすく説明することとします」という意見を出させていただいたんですけども、市民案の方にも分かりやすくってというのが市民からの強い意見が出ておりましたので、積極的にするんですが、積極的に一方的にするのではなく、受け取る側に分かりやすくというのを市民が求めていたので、ちょっとこだわっているんですけど、分かりやすくという文言を入れたらどうでしょうか。

事務局

それにつきましてもご指摘のとおりかと思うので、第 18 条の方にもそういう表現がございますので、少しでも積極的でありつつ、分かりやすいように肝に銘じたいと思います。

議長

他にご意見はございますか？

(質問・意見なし)

それでは、第 16 条につきましては、若干軸を修正のうえ、概ね検討案を了承ということでよろしく願います。

続きまして、第 17 条の「個人情報の保護」について、ご質問・ご意見を願います。

(質問・意見なし)

議長

それでは、第 17 条につきましては、概ね検討案を了承するというので、お認めいただいたということにいたします。

続きまして、第 2 節第 18 条の「説明責任」につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

委員

第 18 条の(前に書かれている)第 2 節のところですが、委員意見のところにあるように、「参画」という無味乾燥って言うのも確かにそうなんですが、ここは第 18 条から第 21 条の説明責任、意見聴取、附属機関等、男女参画と、そういうところなので、言葉としても「参画」という言葉でくくるのは必ずしも上手く把握説明できてないかなという気もしますので、ここは確かに「参画」のままではなく変えた方が良くないかなと思います。今、ちょっと急にぱっとこれに変わる適切な意見は、まだちょっと考えていないですが、いずれにしても「参画」という言葉はかえるということで検討した方が良くないかなと思います。

委員

大きい章と節に関しては、もう一度再考することになっているんですね。そういうことでよろしくお願いします。

議長

他に、第 18 条につきましてご質問・ご意見はありますか。

(質問・意見なし)

ございませんようでしたら、概ね検討案を了承するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして、第 19 条の「意見聴取制度」から第 21 条の「男女共同参画」につきまして、いずれも、事前のご意見はありませんでしたが、改めて何かご意見等ありますかでしょうか。

(質問・意見なし)

議長

それでは、第 19 条から 21 条につきましては、概ね検討案を了承するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして、第 3 節第 22 条「住民投票」と、今回検討案にて削除となっております第 23 条「住民投票の請求及び発議」ですが、こちらは、関連の深い条文ですので併せて検討いただきたいと思います。ご質問・ご意見をお願いします。

委員

私は、今回の検討案の考え方、つまり、第 23 条を削除して第 22 条にその「別に定めるところにより」というのを入れるという考え方が良いのではないかなと思います。これは、全国各地の自治基本条例において、最も争点になるところの 1 つとして、住民投票については多様な考え方がありまして、まだ自治体のレベルで市民の意見が必ずしもまとまっていないという現状だと思うんですね。ただ、住民投票というものを自治基本条例の中で、ありうるものとして位置づけることは大事だと思うので、この第 22 条のように位置づけることは大事だと思うんですが、都留市において住民投票をどのように考えるかということについては、やはりもう少し議論検討の余地があるのではないかと私も考えますので、別に定めるところによりという考え方や文言で置いておいて、これに関して別途住民投票の検討を進めるというのがよろしいのではないかなと思います。

議長

これにつきまして、意見はございますか。

委員

検討案のとおりで良いのではないのでしょうか。

議長

それでは、第 22 条につきましては、概ね検討案を了承するというので、よろしいということをお願いします。

続きまして、第 23 条「協働の推進」につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

ご質問はよろしいですか？それでは、第 23 条につきましては、概ね検討案を了承するというので、お認めいただいたことにします。

続きまして、第 4 節第 24 条「地域コミュニティ」につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

委員

ちょっと行政の方にお尋ねしたいんですが、「市民案 16 条については検討案 26 条 3 項において包括している」という意味をもう一度教えていただけますか。16 条市民案は、「公共サービスへの参入機会の提供」ということで、「市は、コミュニティの特性が発揮できる分野において、公共サービスへ参入する機会の提供に努めるものとします」ということが、26 条 3 項において包括しているという意味を説明して欲しいです。

事務局

(包括している部分についてですが、)第 26 条 3 項でなく、第 26 条全体とご理解いただければと思います。第 26 条に関しまして、「市は、市民活動をおこなう、活動する、促進するために適切な措置を講ずる」と、そういう部分において包括しているとご理解していただきたいと思います。今委員さんのおっしゃるとおり、コメントの 3 項というところだけは削除して考えていただきたいと思います。

委員

はい。理解できました。ありがとうございました。

議長

それでは、検討案第 24 条につきましては、概ね検討案を了承することにいたします。

続きまして、第 25 条「地域協働のまちづくり推進会」につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

委員

地域協働のまちづくり推進会は、ずいぶん地域と関わりのある方がたくさんありまして、なんだかんだ言いながらまちづくりの関わりが出てくる訳です。例えば、地域の老人クラブの問題とか地域の健康の問題とか防災の問題とか。というようなことが、まちづくりには欠かせないと思うのですが。そこで、検討案の中の第 25 条の第 2 項にですね、「該当地域の市民にひらかれたものとして、各主体と連携しながら」というこの「各主体」というものがちょっと明確ではないという気がしますが、どんなものでございましょうか

事務局

この「各主体」は、他のところでも出てきまして、前回も全部出した方が良いという議論と、分かりづらくなるんじゃないかということで、とりあえずは「各主体」とおいてあります。

他のところでも、市民、その他事業者、その他列記している内容でありますけど、第 1 条の目的のところでも規定がございますけれども、最初の第 1 条のところに、「市民、事業者、議会および市」これら総称して各主体とするというように書いておりまして、これを全部条文の中を書くことが果たして良いのか前回も議論になったところで、とりあえずは「各主体」と置かせてもらっているというようにご理解していただければと思います。

委員

はい、分かりました。了解しました。「各主体」とは非常に幅があるということですね。地域の中にある自治的な存在の組織ということでもよろしいですね。ありがとうございました。

議長

他にご意見はありますか。

(質問・意見なし)

それでは、第 25 条につきましては、概ね検討案を了承するというので、お認めいただいたことにしたいと思います。

続きまして、第 26 条「市民公益活動」につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

委員

第 26 条第 1 項のところなんですけど、一番右のコメント欄にも書かれている点ですけど、確かに支援だけではないということは良く理解できる話なんですけれども、この「措置」というものがやはり引っかかるんです。時代の変化の中で、この「措置」という言葉の表す語感が、いわゆる公共性をお上が独占している時代の発想をちょっと引きずっている言葉に受け止められるように変わってきていると思う

んですよね。そういった意味では、コメントで説明がされているように、総合的な施策という言葉を用いた方がよいのではないのでしょうか。具体的には、第 26 条第 1 項の最後の方ですが、「別に条例で定めるところにより、総合的な施策を講じるものとします」というようにすると、市民の意見を反映させて施策を作って市民公益活動をバックアップするという意味になるのではないかなと私は思います。

議長

この言葉は私も 40 年前に大蔵省でよく使いました。行政の言葉だから、今の時代にはなじまないかと思えます。

他に、ご意見・ご質問はございますか。

委員

私もここに引っかかって、「措置」を「支援」にするという提案を出させていただきました。確かに行政の方の説明の 17 条 21 条は「措置」で結構だと思います。ただ、この条例に位置づけているこの市民公益活動は、まさに総合的な施策を講じて欲しいという願いだったので、当初の支援という言葉ではなく、先ほどの委員さんの意見が良いと私も思います。

議長

事務局の方々、良いでしょうか？（事務局 了解）

それでは、第 26 条につきましては、概ね検討案を了承するというので、お認めしたいと思います。

続きまして、第 4 章第 27 条「総合計画等」につきましては、ご質問・ご意見をお願いします。

委員

委員意見の「第 4 項が視覚的読みづらいため、直接第 2 項に記述する」は、私が出させていただいたんですが、ちょっと、私が理解を間違えていたところに来て思いました。第 4 項の第前 2 項の規定というのは、第 2 項と第 3 項のことを言っておられるんですよね。そういった意味であれば、私の意見は撤廃させていただきます。

議長

そうしますと、検討案は検討案のままということですね。他にご意見・ご質問はございますか？

（質問・意見なし）

それでは、第 27 条につきましては、概ね検討案を了承するというので、よろしくをお願いします。

続きまして、第 28 条「市の組織」につきましては、事前のご意見はありませんでしたが、何かご意見等ありますでしょうか。

（質問・意見なし）

議長

それでは、第 28 条につきましては、概ね検討案を了承するというので、ご理解いただいたと理解します。

続きまして、第 29 条「行政評価」につきましては、ご質問・ご意見をお願いします。

委員

前の第 28 条に同じような言い回しがあります。「効果的で効率的な」とあります。第 29 条については逆になっておりまして、特に意図が無いようでしたら統一した方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

特に意図はないので、気づかずに来ていました。それは、そうさせていただきます。

議長

これ、ニュアンスで後述の方に重点があるから先に出すとか当然意図はあると思うのですが、それも含めてご検討下さい。どちらに重点があるのか。

他はよろしいですか。

委員

いくつかの質問ですみませんが、外部評価というのはどういう意味なんでしょうか。

事務局

行政評価は、我々職員も内部でやっております。それに対して、職員、又、市の機関の外の人材を活用して評価していただくということです。今回の事務事業仕分けにつきましても、外部の目で点検していただくという意味合いで言うと、外部評価のひとつの手法になるかと思えますけど、内部評価・外部

評価という使い方をしております。外の目で、一部の業務等を点検する、評価するということです。

委員

わかりました。言葉の意味はよくわかるんですが、具体的に外部の方々というのはどんな方々でしょうか。

事務局

一応ですね、その委員を常設ではございませんけれども、行政改革の委員の規定がございまして、その委員にお願いして評価するという制度がございまして。現在の行政改革の実施計画を策定するときに、外部評価委員に内容を審査してもらった経緯がございましてけれども、今現在、誰と誰が外部の評価委員というわけではなくて、必要に応じてそういう委員をお願いしてもらおうという形を取っております。

委員

わかりました。ありがとうございます。

議長

評価ってというのは、大学でもせまられていまして、もういろいろなところ、要するに内部で評価すると馴れ合いになります。組織を害します。だから、思い切ってまったく別の観点から見ていただくという、この事が最近ではいろいろな組織でそれが実施されていまして、それ自体がすごく大変なことなのですが（実施されております）。それが最近の傾向です。

他に（ご意見・ご質問は）よろしゅうございますか

（質問・意見なし）

それでは、第 29 条につきましては、概ね検討案を了承するというにさせていただきます。

続きまして、第 30 条「財政運営」から 35 条「危機管理」までにつきましてですが、こちらはいずれも事前のご意見はありませんでしたが、何かご意見等ありますでしょうか。

委員

委員意見の第 29 条にあるのは、第 30 条に対する意見でしたので、ちょっと資料の位置がずれていたかと思います。この第 29 条のところにある委員意見は、第 30 条の財政運営に対して意見を出させていただいたものです。

この中で私の意見は、市民案にあるように一番最後のところに、その評価を公表し、その評価を受けなければなりません」ということを挿入していただきたいと思いました。今の検討案ですと、ただ単に市の財政運営についてを述べているようなのですが、市民サイドに立った見方で、そして条例に位置づけている財政運営ということですので、公表した後、市民の評価を受けなければならないということを入らせていただきたいと思っております。

事務局

今の先ほどの第 29 条の行政評価のところは、先ほどの委員さんのご質問があったとおり、外部評価を組んで行政評価をおこなうということをしてしております。ここで今、委員さんから言われた「公表しその評価を受ける」というその評価につきましては、制度として監査委員とかそういう制度がございまして。ここで言っているのは、地方自治法の中でも財務状況を公表するという規定もあるわけですので、それを分かりやすく公表するというところを規定させていただいているという内容でご理解いただきたいと思っております。

委員

「中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び、行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません」ということが並べてありますけど、非常に今財政運営に関しては都留市だけでなく、各都道府県市町村、非常に厳しい状態の中に置かれていると思っております。で、この財政運営に対しては、責任のある立場のもの、要するにこの表に書かれている第 30 条の市はということ、市の定義というのは、先ほど市の定義につきましては説明してさせていただいたんですけど、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会等々なんですけど、この予算管理というのは、やはり市長であるのが良いんじゃないかと思うんですけど、やっぱり財政運営は市の長が責任を持って予算編成を決裁し、市政の健全なる運営を目指すというのが、市の長のまず一番目の仕事だと思うんですね。できることなら、「市は」というところを「市長は」という文言に変えていただいたほうが良いんじゃないかと思うんですけど、その点についてはいかがですか。

事務局

今の委員からのご指摘は、そのとおりでございます。そういうことでよろしいということでしたら、内容的にはまさしく委員のおっしゃったとおりでございますので、「市長」というように変えさせていただきたいと思っておりますけれども。

議長

はい。昔は、収入役が財政責任者としておりましたが、結局市長が最高責任者なんですからね。他にございますか。

委員

先ほど市の定義については、教育委員会農業委員会等々と発言させていただきましたが、第31条の「市は、市政に関する意見要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければなりません」と、これはいろいろな相談事、それから市に対しての意見等々の中に、この市という中には、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、それから固定資産評価委員会、市民委員会とか監査委員とか、(いろいろな機関があって)これをどこへ出したら良いかということをおもひながら市民の方々も迷うことがあると思うんですね。これについて、市の長であるから、市長宛にと非常に分かりやすいように市長宛に意見等を出す、そしたら市長がそれぞれ該当する担当かなりと協議をするということになると思うんですけど、分かりやすくするには、「市は市政に関する意見を迅速かつ誠実に応答しなければならない」ということは、やはり市長宛に出した方が良いと思うんですけど。市の中にもそれぞれの中に農業委員会があったりいろいろあるので、そうでなくて、市長へ要望書を出す、そんな風にしたらどうでしょう。

事務局

おっしゃっていることはその通りかなと思う部分と、そうすると、例えば教育委員会に関することとかそういったことも全部市長にということになるのかなっていうことを含めて、「市」としてとしておいた方が良いのかなという判断ですけども、ここの議論として協議いただきたいと思っております。ただ、最終的に市長の判断になるんですけど、今議論の中で言えば、教育行政に関するものを市長と書いてあるからいきなり市長のもとに持って行って良いのかということとかですね。その辺もとりあえず「市」としてにおいて、最終的には市長が判断するというような理解でも良いかどうかですよね。その辺ちょっと気にかかるところですけども。

委員

例えば都留市立病院でございますよね。都留市立病院に意見書、ご意見箱というものがございますよね。これが最終的な段階で事務長がみて、事務長のところで解決策を見出していくのか。あるいは投書箱の中のものがすべて市長の目まで通っているのか、私たちには分からないですよね。だから、あくまでも市という大きな組織の中で、いろいろなところでご意見を言ったときに、どこまで運営にそれが反映されてどのような解決策をとるのか、それから先ほども言いました市立病院の投書箱、事務長の決断で終わりになっているのか、都合の悪いことは上に上げてこないのか。そういうことがもしあるなら、すべてのものが市の長へということの方が、すばやく対応できるんじゃないかと思うんですが。

事務局

ここで事務局とすれば、ここで「市と」しておいた意味は先ほど言った意味なんですけど。市民案からも「市は」といったかたちになっておりますし。皆さんいかがでしょう。

委員

そうですね。市民案を反映しておりますし、それから委員さんのご意見、両方とも一理あると思います。で、どちらの責任をはっきりさせるかということだと思いますが、もちろん、先ほどの財政運営上の最終責任を市長ということではっきりさせることに関しては私もそのとおりだと思うんですけども、おそらくここで応答責任のところこういう文言になっているのは、やはり市民の中に潜在的になかなか市政に関する意見とか要望に関する応答が、まさに迅速かつ誠実におこなわれないというケースもあるという感覚があってそういう事が出てきていると思うんですね。やはり、手続き上は市長がすべてに対して責任を持つということは当然ですが、おそらく実施機関と各部署、全体できちんとそういう意識を持ってやって欲しいという要望が背景にあるんじゃないかと思っております。なので、その背景にある市民意識を考えると、もとの文言が良いのかなと思います。それで、実際の手続きとか運営をどうするかについては、これは自治基本条例で定めるよりは、実際に市長の裁決がどのような仕組みになっているのか、そういった手続きなんかを定めた方が良いと思います。

議長

この問題は、なかなか簡単にはいきませんね。ご意見いただきましたが、基本的には概ね検討案のとおりで、細部につきましては若干事務局で検討していただくということにしたいと思います。

他にご質問・ご意見のある方は居りますか。

(質問・意見なし)

続きまして、第5章第36条「他の自治体等との関係」につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

委員

第36条の1、2、3項、これはすべてに「市は」となっているのですが、これは市と議会は別だと思っております。もしできれば私の判断が間違っているのか、私の考えは市と議会は別だから、「市と議会は」と入れていただけたら良いなと思います。市民案を見ましても、「市民、議会及び市は」とこういう風になっています。だから、これにも議会を入れたほうが良いのかなと思います。

事務局

今のご指摘は、第36条の条文全体を見直す中で、検討し、訂正をさせていただきたいと思います。

議長

それではお願いします。他にありますか。

(質問・意見なし)

それでは、第36条につきましては、検討案に基づき、さらに、本日いただきましたご意見を踏まえて、次回までに事務局で、文言の調整をお願いするということによろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして、第6章第37条「条例の見直し」並びに38条「委任」につきまして、ご質問・ご意見をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか。

それでは、第37条並びに38条につきましては、概ね検討案を了承するというので、ご理解いただいたということにさせていただきます。

続きまして、市民案にありました、「自治推進委員会の設置」について検討したいと思います。1名の委員から、素案と同様の削除に賛成である旨のご意見が寄せられておりますが、これにつきまして、他の委員のご意見ををお願いしたいと思いますが、何かご意見ありますでしょうか。

委員

実は、私が出した意見です。これは、出したときからいろいろな意見がありました。で、その後市民案を出した後にですね、「つくる会」のメンバーと、意見交換をしながら、むしろこうした条例の中にこういった委員があるのではなくて、市民主導のですね、市民主体の「見守る会」ですとかこういった人たちがこの自治基本条例の推進ということに対しまして、よりその中に入っていくということを考えまして、要するに自治推進員というものを作ってしまうと、推進委員のみが何かをするみたいなかたちになるということになる方が十分怖いと思っております。広く市民の意見をいただいて、その中で皆さんと一緒に自治基本条例、あるいは自治の推進ということに関しまして、今後都留市を見守っていくというようにしたほうが良いのではないだろうかということで、こういう意見を出させていただきました。

議長

はい、ありがとうございました。

他にご意見ございますか。よろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

「自治推進委員会の設置」につきましては、検討案のとおり、条項を不要とすることでお認めいただいたということにいたします。

○議長

以上で、本日予定しておりました全38条までの検討が終わりました。

次回は、先ほど事務局から説明のありましたとおり、本日の審議内容を踏まえた検討案を9月中旬までに、委員の皆様へ送付し、意見を伺った上で調整した後、10月1日からパブリックコメントにて意見

を募集し、その意見を調整した最終の案を 11 月 11 日の第 4 回会議の際にまとめて行きたいということ
でありますのでよろしくをお願いします。

議長

それでは、次の議題に入ります。「その他」につきまして、委員の皆様から何かございますか。
(特になし)

それでは、事務局から何かございますか。
(事務局 「ありません」の声)

委員

ちょっと良いですか。今、議長さんの方から、10 月の幾日でしたっけ、パブリックコメントがある
というのは。

事務局

10 月 1 日です。

議長

10 月 1 日からパブリックコメントにて意見を募集し、その意見を調整した最終の案を 11 月 11 日の第
4 回会議の際にまとめて行きたいということで。もう一度申し上げますと、本日の審議内容を踏まえた検
討案を 9 月中旬までに、皆様方にお送りいたします。で、意見を伺った上で調整した上、10 月 1 日から
パブリックコメント。で、更に調整した上で 11 月 11 日の第 4 回会議でよろしくをお願いします。

委員

そうしますと、先ほど委員さんのおっしゃったことですか、私の前に意見を言っている章の組み立
てだとか詳細の文言だとかに対しては、10 月 1 日のパブリックコメントの前に私達が書面で事務局の方
に提出するということがよろしいでしょうか。

議長

(そのようなかたちで、)ご意見は、10 月 1 日までをお願いします。

本日の議事は、これで終了したいと思います。皆様方には、会議の円滑な運営に、ご協力を賜りまし
たことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

4 閉会

○司会(事務局)

今谷会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様方のご出席を賜り、そして、大変ご熱心に、ご議論をいただきまして、ありがとう
ございました。

先ほど議長からお話がありましたとおり、次回の会議の開催は、11 月 11 日(火)の開催を予定して
おりますので、よろしくをお願いします。

開催通知につきましては、改めて、ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

また、今日、前文から最後の条まで、ご検討していただきました。それを調整させていただきまして、
それを送らせていただきます。その中で、最初から出ております章立てとか節の項目ですとか、それ
について全体を見渡した中でご意見をいただきたいと思います。どの程度ご意見が出るか調整さしてい
ただきまして、更に皆様方にお返しいたします。それを見ていただいてのご意見での調整というように
させていただきたいと思います。パブリックコメントの中で、できるだけ皆様方のご意見を込めたい
と思っております。最終的にパブリックコメントの期間も踏まえて、最終的に 11 月 11 日の案の中で最終案の
とりまとめというところに持ち込みたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。また、委員の
皆様には、9 月中旬を目途に検討案と意見書様式をお送りしますので、意見がございましたら、前回同様、
条と項を明記の上、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより、ご提出いただきますようお願い
したいと思います。

では以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。ご苦労様でした。

(~ 午後 3 時 45 分)